５５．０４

音商標の願書への記載
（五線譜及び文字の組合せにて商標を表す場合）について

１．商第３条第１項柱書

五線譜により記載可能な音楽的要素と、五線譜により記載が困難な音（例えば、自然音、動物の鳴き声、電子音等）の組合せからなる音商標は、以下のように記載することができる。

（例）五線譜及び文字の組合せの音商標

【商標登録を受けようとする商標】

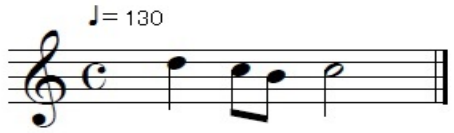

本商標は、五線譜に示す音に続いて、『ニャー』という、猫の鳴き声を模した電子音が入る構成になっており、全体で約▲秒の長さである。

【音商標】

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○「第３条第１項柱書」の審査基準

○「第５条（商標登録出願）」の審査基準

（平成２９．４　改訂）